

粉じん作業に係る特別教育

事業者は、労働安全衛生法（第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条第1項）により、「粉じん作業に係る業務」に労働者を従事させる時は、粉じん作業特別教育規程に基づく特別教育を行わなければならないこととなっております。

当協会では、事業主に代わりまして下記により粉じん作業特別教育を実施致しますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 **令和元年7月3日(水) 9:00~14:40 (受付8:35~8:50)**
2. 会 場 **アイ・ドーム (一関市東台50-46)**
3. 受講料 **【会員】 6,264円** (消費税8%込) (受講料 5,400円 テキスト代 864円)
【非会員】 7,344円 (消費税8%込) (受講料 6,480円 テキスト代 864円)
※個人で受講の方は、非会員扱いとなります。
4. 申込締切日 **6月26日(水) ただし先着30名に達し次第締切らせていただきます。**
締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。
5. キャンセルの取扱 **6月26日(水) 以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。**
6. 申込方法 裏面「**受講申込書**」により**受講料・テキスト代**を添えてお申し込み下さい。(FAX可)
〒021-0873 一関市台町8-23 TEL **0191-23-7729** FAX **0191-23-7720**
※ 銀行送金の場合は、**締切日までに**下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。

一関信用金庫駅前支店(普)0025433 / 岩手銀行一関支店(普)1424667 (公財)岩手労働基準協会一関支部

7. カリキュラム

時間	講習科目
8:50~9:00	オリエンテーション
9:00~10:00	粉じんに係る疾病及び健康管理 (1H)
10:10~11:10	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 (1H)
11:10~12:10	作業場の管理 (1H)
13:10~13:40	呼吸用保護具の使用の方法 (0.5H)
13:40~14:40	関係法令 (1H)

※ 休憩 10:00~10:10、昼食休憩 12:10~13:10

※ 集合時間は厳守して下さい。遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんのでご注意下さい。

8. その他 (1) 筆記用具を必ずご持参下さい。
- (2) 受講票は、受付終了後(振込確認後)お渡し、又は郵送致します。当日講習会場の受付で提示願います。
- (3) 昼食をご持参下さい。(斡旋も致します。詳細は別途ご案内致します。)
- (4) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
- (5) 所定時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「修了証明書」を交付致します。
- (6) 雇用調整助成金受給事業所は、教育訓練の対象になることがあります。

粉じん作業に係る特別教育受講申込書

令和元年7月3日(水)

ふりがな		生年 月日	昭和	年	月	日
氏名			平成			
現住所	〒 _____ (番地まで詳しくご記入下さい)					
	TEL _____ 緊急用(携帯電話)					

(※個人受講者は、記入の必要はございません。)

勤務地	所在地	〒 _____ (番地まで詳しくご記入ください)				
	事業場名 代表者名	TEL _____	FAX _____	担当者名	内線(_____)	
※該当箇所にお印をお付け下さい。		(公財)岩手労働基準協会 会員の有無	有 無	窓口以外で申込の場合の 受講票送付先と振込予定日	勤務先 自宅	振込予定日 月 日

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署) _____

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉

- 氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧に記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 申込書に記入された個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、修了証の発行・受講に必要な事項の確認や連絡、及び、お客様にとって有益と思われる情報の提供等の目的以外で使用することはありません。